

中野区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関するQ&A

令和6年度版

No.	質問	回答
1	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の補助を受けるために、区役所で事前登録は必要か。	<p>中野区への事前登録の必要はありません。ベビーシッターを利用した後、補助金の交付に必要な書類を以下申請書類提出先にご提出ください。</p> <p>○申請書類提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目2番12号 株式会社ケー・デー・シー 中野区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）担当宛て</p>
2	申請はどのようにしたらよいか。	<p>下記書類にご記入・ご入力後、申請期間内に郵送にてご提出ください。なお、不備や不足書類等がある場合には連絡を差し上げています。再度ご提出をお願いする場合があります。ご不明な点は事前にお問い合わせください。</p> <p>○申請提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中野区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼請求書 ②利用内訳表 ③受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し） ④ベビーシッター要件証明書 ⑤利用料の示された領収書 ⑥ベビーシッター事業者が発行した利用明細書 ※利用児童名、利用時間、利用料金の内訳が記載してあること。 ⑤に記載がある場合には省略可能です。 <p>○問合せ先 株式会社ケー・デー・シー 中野区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）担当 電話 0120-984-082</p>
3	複数月利用した場合、申請書類は月ごとに提出する必要があるか。	申請期間内であれば、複数月まとめて申請いただくことも可能です。
4	どの事業者を利用すればいいのか。	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の認定事業者、かつ東京都が定めた要件を満たすベビーシッターが派遣された場合に補助の対象となります。

5	ベビーシッターを利用する際、注意すべき事項はあるか。	①こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認してください。 ②事業者と契約する際は、必ず「東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」を活用したい旨を伝えてください。
6	保育施設を利用しているが、申請できるか。	令和6年10月1日（火曜日）以降のご利用については、利用日当日に中野区に住民票があり、居住している0歳から小学校就学前までのお子さんであればどなたでもご申請いただけます。
7	利用できる時間帯は。	24時間365日利用可能です。
8	日常生活上突発的な事情等とは何か。	冠婚葬祭、学校行事、社会参加等幅広い理由が対象となります。
9	利用日時点では中野区に住民票があったが、申請時点では区外へ転居している場合、申請は可能か。	利用日時点で中野区に住民票があり、居住していた場合は補助対象となりますので、申請いただくことが可能です。
10	今年度中に出生した子どもは、何時間利用できるか。	出生してから令和7年3月31日までの間に144時間（多胎児の場合は288時間）の利用が可能です。
11	以前、都内の自治体でベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を利用していた。中野区に転入してきた場合、144時間利用することはできるか。	都内からの転入で、以前の自治体でこの事業を利用していた場合、通算での年間利用時間数が144時間となります。
12	利用時間数が上限に満たない場合、次年度に繰り越すことはできるか。	年度ごとの上限時間となりますので、繰り越すことはできません。
13	ベビーシッターに係る費用の全額を助成してもらえるのか。	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、保育サービス提供料のみで、入会金や交通費、キャンセル料等は含めません。
14	国や事業者のクーポンや福利厚生での割引を受けていても申請できるか。	申請可能です。割引等を利用し、領収書等で割引を適用した後の料金であることが確認できない場合は、保育料からクーポン割引等の金額を除いて補助金を算定します。
15	自宅以外の場所での保育は、補助の対象となるか。	児童館、子育てひろば等場所は問わず、ベビーシッターが継続して保育している状態であれば補助対象となります。
16	保護者不在時、ベビーシッター1人が助成対象児童2人の保育をする場合、補助対象となるか。	補助対象とはなりません。助成対象が2人の場合は、ベビーシッターが2人の場合に補助対象となります。
17	きょうだいで利用する場合、どのようにしたらよいか。	きょうだいで利用する場合、以下どちらかの場合に補助対象となります。 ①お子さん1人に対してベビーシッターを1人派遣し、それぞれ申請を行う ②ベビーシッターと保護者で共同保育を行い、ベビーシッター利用料金を按分して申請する
18	共同保育とは何か。	ベビーシッターと保護者が児童と一緒に保育しながら、子育ての相談に乗る等、子育ての不安解消を図るものです。

19	共同保育で補助対象となるのはどのような場合か。	<p>①1人のベビーシッターが1人の助成対象児童と契約した場合は、1人分の保育料が助成対象となります。</p> <p>②1人のベビーシッターが2人の助成対象児童と契約した場合は、2人分の保育料が助成対象となります。</p> <p>※共同保育は、事業者ごとに契約形態が異なるため、ご利用前に必ず事業者にご確認ください。</p> <p>共同保育を行った場合、以下の書類を併せてご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ベビーシッターと保護者が共同保育をしたことがわかる資料・児童ごとの利用時間、保育料がわかる領収書等
20	所得税・住民税の課税対象となるか。	<p>令和3年度の税制改正により、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となり、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の補助金は非課税対象となりました。また、個人住民税についても適用されます。</p>